

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

— 2024年 春号 —



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に  
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [ka@iemura.jp](mailto:ka@iemura.jp) URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

## 2024年春の保険料改定

○ 令和6年3月分(4月納付分)から協会けんぽの  
健康保険料率改定 (カッコ内は被保険者負担分)

・東京都	9.98% (4.990%)	引下げ
・千葉県	9.77% (4.885%)	引下げ
・埼玉県	9.78% (4.890%)	引下げ
・神奈川県	10.02% (5.010%)	同率
・栃木県	9.79% (4.895%)	引下げ
・茨城県	9.66% (4.830%)	引下げ
・群馬県	9.81% (4.905%)	引上げ

○ 令和6年3月分(4月納付分)から協会けんぽの  
介護保険料率改定(カッコ内は被保険者負担分)

・全国一律	1.60% (0.800%)	引下げ
-------	----------------	-----

○ 令和6年度の労災保険料率

令和6年度から労災保険率、特別加入保険料率及び労  
務費率が変更となります。全54業種中、引上げが3業種  
(①パルプ又は紙製造業②電気機械器具製造業③ビルメ  
ンテナンス業)、引下げが17業種あります。「その他の各種  
事業」の労災保険料率は3/1000で変わりません。

[https://www.mhlw.go.jp/content/rousaidokenritu\\_r05.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/rousaidokenritu_r05.pdf)

## 時間外労働の上限規制の適用猶予終了

いわゆる「働き方改革」の一環として、時間外労働の  
上限が法律に規定され、2019年4月(中小企業は2020  
年4月)から適用されてきましたが、建設事業や自動車  
運転の業務などには**上限規制の適用が5年間猶予**され  
ていました。今年(2024年)の年度末で**猶予期間が終  
わり**、4月1日からは、**建設事業では**、災害の復旧・復  
興事業を除き**原則どおり**の適用、**自動車運転業務では**、  
特別条項付き36協定を締結している場合の年間の時間  
外労働の**上限が年960時間**となります。

詳しくは下記をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko>

[you\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html)

## 「スキマバイト」利用時のチェックポイント

近年、スマートフォンのアプリなどを利用して、空い  
た時間に働く、いわゆる「スキマバイト」と呼ばれる働  
き方が広がっています。

このような形で労働者を雇用する際の**トラブルが増  
えている**ことを受けて、長野労働基準監督署がチェック  
ポイントをリーフレットにまとめています。

スキマバイトに限らず、参考になる事項が説明されて  
いましたのでご紹介します。

### ① 労働時間の適正把握

・単発のアルバイトなどに制服等を着用させる場合、**着  
替えの時間は労働時間**になります。

### ② 適正な賃金支払い

・**副業**の労働者については本業の**労働時間との通算**によ  
って**割増賃金**が必要となる場合があります。

### ③ 労働条件の書面等による明示

### ④ 安全衛生教育

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/content/  
contents/naganokantokusyo\\_oshirase20231218.pdf](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/content/contents/naganokantokusyo_oshirase20231218.pdf)

## 弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電  
話、緊急時は家村携帯 **09035225025** までお願いします。  
Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

# 電子申請

なら



弊所にお任せください。

